家庭教師紹介・サポート契約に関する概要書面

学習ゼミなし

特定商取引に関する法律第42条第1項および省令の規定に基づき、下記内容について説明いたします。この内容は重要ですので、十分読み理解していただくようお願いいたします。

役務（家庭教師紹介・サポート）提供に関する概要

役務提供事業者	家庭教師のLUCK　/　株式会社よんろく　代表者　髙見　史朗 〒220-0003 神奈川県横浜市西区楠町8-6 3F　TEL：0120-24-8181
入会金	22,000円（消費税込）※一家庭につき 生徒の初期カルテ作成代/家庭教師初期登録費用として。教師追加は1名につき22,000円必要、生徒追加は1名につき11,000円必要。教師交代無料。 ※退会後の再入会には、入会金が必要となります。 ※有効期限：生徒の高校卒業まで。
保証金	13,000円（消費税込）※一家庭につき 入会中に生じる債務担保として（利息なし）。退会時は13,000円から未払い債務を差引いた金額をご返金します。ご返金完了時に退会となります。
基本料	■未就学児…5,000円/月 ■小学生…8,000円/月 ■中学生…11,000円/月 ■中3生10月以降～高校生…15,000円/月 ◎関連商品（テキスト）使用時と異なり、ご家庭ごとの学習スタイルに対応するための費用となります。その他、通信費、用紙代等に充当。（消費税込）
役務提供内容	（種類および提供の方法）家庭教師の紹介・サポート
役務提供期間	入会金の入金日から申込対象生徒のお申込み役務提供期間終了月末日まで。 ※申込書③の役務提供期間参照
指導料	未就学児・小学生・中学生 …1時間1,800円～ 高校生　…1時間2,000円～ ※テスト前等の回数・時間数の変更可能。担当教師と直接ご相談ください。 ※無料で教師交代可能。当社までご連絡ください。
交通費	交通費（実費交通費×月間指導回数）はお客様にご負担いただきます。 オンライン指導の場合は、交通費はかかりません。
支払時期・方法	入会金・保証金：お支払は現金払・郵便振込のいずれか。 基本料：詳細は「基本料のお支払について」をご参照ください。 指導料：当月の実際回数分を後払いで直接家庭教師にお支払ください。 交通費：当月の実際回数分を後払いで直接家庭教師にお支払ください。

基本料のお支払について

（1）基本料は月単位とします。また、お申込日にかかわらず、お申込月の翌月分から基本料をいただきます。
（2）お申込内容に明記した基本料を当社所定の口座引落の方法によりお支払いただきます。
ただし、引落開始がお申込月の翌々月27日（土日祝の場合は翌営業日）となりますので、翌月分の基本料に関してのみ、現金または郵便振込にて4営業日以内にお支払いください。
（3）お客様の都合により口座引落による支払ができなかった場合には、その都度、口座引落手続きに要した事務手数料として500円（消費税込。ただし、分割払金合計額の残額に対し、商事法定利息6%を乗じた額を上限とする）をお支払いただきます。
（4）当社が必要と認めた場合、当社が基本料に関する債権を第三者に担保に入れ、又は譲渡すること、および当社が譲渡した債権を再び譲りうけることを、お客様に予め承諾いただきます。

クーリングオフについて

お客様がお申込をされ、当該契約に係る契約書面を受領した日から起算して14日（注）を経過する日までは、書面又は電磁的記録により家庭教師の指導契約（オンライン指導を含む）について、無条件で解除（以下クーリングオフ）することができます。その場合、お客様より受領した入会金・保証金は速やかにその全額をお返しいたします。また既に一部の役務の提供があった場合でも指導料・損害賠償・違約金等について何らの支払義務はありません。クーリングオフの効力は、書面又は電磁的記録を発信したとき（郵便消印日付）から生じます。

【簡易書留扱いが確実です】

なお、不実告知により誤認し、または威迫により、困惑してクーリングオフしなかったときは、改めてクーリングオフができる旨の書面を受領した日から起算して14日（注）を経過する日までクーリングオフができます。

（注）法定の期間（8日）よりもお客様にとって有利となるよう自主的に6日延長させていただいております。

◎書面送付先（関連商品に関する申し出先も同一です）
家庭教師のLUCK（株式会社よんろく）
〒220-0003　神奈川県横浜市西区楠町8-6 3F

記載必要事項右記見本参照）

郵便はがき
〒220-0003
神奈川県横浜市西区楠町8-6 3F
家庭教師のLUCK
（株）よんろく行

①申込日 西暦〇年〇月〇日
②販売店名 LUCK
③担当者名
④販売店住所 神奈川県横浜市西区楠町8-6 3F
⑤電話番号 0120-24-8181
⑥商品名 家庭教師
上記日付の申込み又は契約を解除します。
契約者名および住所、電話番号

クーリングオフ期間経過後の中途解約について

◎家庭教師の紹介・サポート契約について

お申込年月日より14日間（*1）を経過した後、家庭教師紹介・サポート契約の解約をご希望の場合、次の金額をご負担の上、将来に向かって解除（中途解約）することができます。

*1 クーリングオフに関して不実のことを告げられて誤認し又は威迫され困惑してクーリングオフをしなかった時は、改めてクーリングオフができる旨の書面又は電磁的記録を受領した日から起算した14日間となります。

【指導開始前】 クーリングオフ期間（14日間）経過後、指導開始前の場合には、違約金等のお支払いは一切ございません。

【指導開始後】 中途解約ご希望の場合は、申告のあった翌月の基本料の引落が最終引落となります。（未経過期間に対応する部分は違約金とさせて頂きます。）
解約される月までに行った分の指導料および交通費を家庭教師にお支払ください。

抗弁権の接続について	ローンやクレジットはありませんので、該当しません。
前受金の保全措置	前受金の保全措置は講じておりません。

お客様あんしん相談窓口

家庭教師のLUCK（株式会社よんろく）

◎家庭教師・指導方法の内容など、ご契約内容全般に関するお問い合わせ・ご相談はこちらまで

0120-24-8181　【受付時間】13：00～21：00（土曜日・日曜日・祝日OK）

ご意見・ご相談等お客様のお申し出につきましては、親身にお伺いし誠心誠意対応させていただきます。

家庭教師紹介・サポート契約に関する概要書面

家庭教師の交代又は家庭教師紹介・サポート契約の解除について

1.お客様の遵守事項

（1）家庭教師のLUCK（株式会社よんろく。以下「家庭教師のLUCK 」といいます）からお客様にご連絡が取れるようにしてください。
（2）家庭教師の生命・身体・財産・名誉・貞操及びプライバシー等を侵害しないようご留意ください。
（3）家庭教師による指導を提供する場所までの交通について安全が確保されるようにしてください。
（4）お客様が指導当日にキャンセルを頂いた場合であっても、キャンセルについてやむを得ないと認める事由がないと家庭教師が認める場合を除き、指導料および交通費はご負担いただきます。
（5）お客様が、家庭教師の指導を提供する場所もしくは指導対象の生徒等を変更する場合には、必ず家庭教師のLUCKの事前承諾を得てください。
（6）家庭教師が生徒及びその保護者その他の関係者とトラブルを起こした場合、弊社は一切の責任を負わず、家庭教師の責任において解決するものとし、弊社が損害を被った場合には、当該家庭教師は弊社に対し、かかる一切の損害を賠償する責任を負うものとします。

2.家庭教師のLUCKは、次の事項のいずれかに該当すると判断した場合には、家庭教師の交代又は家庭教師紹介・サポート契約を解除できるものとします。この解除の場合の精算方法については、「クーリングオフ期間経過後の中途解約について」記載の精算方法に準じます。

（1）お客様が遵守事項（1）に違反し、2週間以上家庭教師のLUCKとお客様との連絡が取れなくなってしまった場合
（2）お客様が遵守事項（2）に違反し、家庭教師の生命・身体・財産・名誉・貞操及びプライバシー等が侵害され、または侵害されるおそれが生じた場合
（3）お客様が遵守事項（3）に違反し、家庭教師による指導を提供する場所までの交通について安全が確保されない場合
（4）お客様が遵守事項（5）に違反し、家庭教師の指導を提供する場所もしくは指導対象の生徒等を家庭教師のLUCKの承諾なく変更し又は変更しようとした場合
（5）お客様またはお客様と同居する者が、暴力団構成員、準構成員もしくはその周辺者又はその他反社会的活動をする者であることが判明した場合
（6）その他、家庭教師のLUCKが家庭教師指導による役務提供準備を整えているにも関わらず、お客様の事情により家庭教師のLUCKがお客様に対し家庭教師指導による役務を提供することが困難または不可能となっている場合
（7）お客様が指導料の支払いを怠り、会社から20日以上の相当な期間を定めてその支払を書面で催促したにもかかわらず、その期間内にその義務が履行されない場合
（8）前項の定めの他、関連商品の賦払金の支払が遅滞する等、お客様の信用状況が著しく悪化したと判断した場合、お客様に重要な契約条項違反があったと判断した場合、及びお客様との信頼関係が破壊されたと判断した場合

役務提供事業者
家庭教師のLUCK/株式会社よんろく　代表者 髙見　史朗
〒220-0003　神奈川県横浜市西区楠町8-6 MKビル3F
TEL：0120-24-8181　　MAIL：hello@k-luck.com